

法令 関係	健康保険法 保険者-被保険者	大項目 小項目	保険給付 療養の給付	備考	
改正時期 現行規定	時期 年～平成11年	第43条	<p>被保険者（老人保健法（昭和57年法律第80号）ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク次項ニ於テ之ニ同ジ）ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ左ニ掲グル療養ノ給付ヲ為ス</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 診察 二 薬剤又ハ治療材料ノ支給 三 処置、手術其ノ他ノ治療 四 居室ニ於ケル療養上ノ管理及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護 五 病院又ハ診療所ヘノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護 <p>2 前項ノ給付ハ食事ノ提供タル療養（前項第5号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノニ限ル以下食事療養ト称ス）ニ係ル給付及被保険者ノ選定ニ係ル特別ノ病室ノ提供其ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養（以下選定療養ト称ス）ニ係ル給付ヲ含マサルモノトス</p> <p>3 第1項ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 都道府県知事ノ指定ヲ受ケタル病院若ハ診療所（第四十三條ノ三ノ規定ニ依リ病床ノ全部又ハ一部ヲ除キテ指定ヲ受ケタルトキハ当該除外サレタル病床ヲ除ク）又ハ薬局（以下保険医療機関又ハ保険薬局ト称ス） 二 特定ノ保険者ノ管掌スル被保険者ニ対シ診察又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ当該保険者ノ指定シタルモノ 三 健康保険組合タル保険者ノ開設スル病院若ハ診療所又ハ薬局 <p>4 第一項ノ給付（厚生大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク）ハ介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八條第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同法第七條第二十三項ニ規定スル療養型病床群等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ</p>		
制定当初	大正15年～昭和 年	第43条	被保険者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付ヲ為ス	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上外を問わない。 ・給付期間は同一傷病について180日（業務上：実日数、業務外：1年内） ・傷病手当金支給期間内は給付を行う 	
		施行令第74条	<p>前項ノ療養ノ給付ノ範囲ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム</p> <p>第一項ノ場合ニ於テ療養上必要アリト認ムルトキハ保険者ハ被保険者ヲ病院ニ収容スルコトヲ得</p> <p>健康保険法第四十三條第一項ノ療養ノ給付ノ範囲ハ左ノ如シ</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 診察 二 薬剤又ハ治療材料ノ支給 三 処置、手術其ノ他ノ治療 四 看護 五 被保険者ノ終末 <p>前項第三号ノ給付ハ緊急ノ場合其ノ他保険者必要アリト認ムル場合ヲ除ク外之ニ要スル費用一回二十円ヲ以テ限度トス</p> <p>第一項第四号及第五号ノ給付ハ保険者必要アリト認ムル場合ニ於テモモニ限ル</p>		<p>（昭二・一・一）</p> <p>強制入院</p>
		施行令第75条	<p>前条第一項第一号乃至第三号ノ給付ニ付テハ被保険者ハ保険者ノ指定シタル医師又ハ歯科医師中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受クルコトヲ得但シ健康保険法第四十三條第三項ノ規定ニ依リ病院ニ収容セラレタルトキハ此ノ限りニ在ラス</p> <p>被保険者前項ノ規定ニ依リ医師又ハ歯科医師ヲ選定シタルトキハ保険者ノ承認アリタル場合ヲ除ク外同一ノ疾病ニ付テ之ヲ変更スルコトヲ得ス</p> <p>保険者ハ正当ノ事由アルニ非サレハ前項ノ承認ヲ拒ムコトヲ得ス</p>		<p>手術1回につき20円が限度</p> <p>（昭二・一・一）</p> <p>給付に当たり保険者の判断が入る</p>
		施行令第76条	<p>前条ニ規定スル医師又ハ歯科医師処方箋ヲ交付シタルトキハ被保険者ハ保険者ノ指定シタル薬剤師中自己ノ選定シタル者ニ就キ薬剤ヲ受クルコトヲ得</p>		<p>（昭二・一・一）</p> <p>患者の転医制限</p>
	昭和4年～昭和 年			<ul style="list-style-type: none"> ・給付期間は同一傷病について180日（業務上外を問わず日数） ・傷病手当金支給期間内でも給付打ち切り 	
第4次改正	昭和15年～昭和 年	施行令第75条	第七十五條第二項及第三項ヲ削ル	患者の転医制限の撤廃（昭和十五年六月一日勅令第三七三号）	
	昭和17年～昭和 年			結核性疾病の給付期間を1年に延長（任意給付扱い、被保険者期間180日が要件）	
第6次改正	昭和17年～昭和 年	施行令第74条	第七十四條第二項ヲ削リ同條第三項中「第一項」ヲ「前項」ニ改ム	処置、手術等についての費用額の制限を撤廃（昭和十七年一月二十四日勅令第三五号）	

法令 関係	健康保険法	大項目	保険給付	
改正時期	時期	小項目	療養の給付	備考
第7次改正	昭和17年～昭和32年	第43条	被保険者ノ疾病又ハ負傷ニ関シテハ左ニ掲グル療養ノ給付ヲ為ス 一 診察 二 薬剤又ハ治療材料ノ支給 三 処置、手術其ノ他ノ治療 四 病院又ハ診療所ヘノ収容 五 看護 六 移送 2 前項第四号乃至第六号ノ給付ハ保険者ガ必要アリト認ムル場合ニ於テ為スモノニ限ル但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス	給付範囲の法律への組み入れ (昭十八・四・一) 従来保険者の判断のみに任ざれていた看護・移送にかかる判断の一部が法定義務(命令)化される (昭十八・四・一)
	昭和18年～昭和 年	第43条ノ2	前条第一項第一号乃至第四号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保険医及保険薬剤師並ニ保険者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受ケルモノトス此ノ場合ニ於テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ定ムル所ニ依リ一部負担金ヲ支払フベシ	一部負担金に関する規定の成立 (それまでは全額給付)
	昭和19年～昭和 年			結核制疾病の給付期間延長の法定給付化 ・被保険者期間の短縮(3月へ) ・一部負担制実施
	昭和19年～昭和 年			入院承認の手続きの廃止、保険医からの届出制の採用 (昭和十九年五月二十四日厚生省令第十八号)
	昭和19年～昭和 年			・業務上傷病についての給付期間の制限の撤廃 ・業務上傷病は2年まで給付期間を延長 ・結核性疾病の受給資格制限を廃止 ・厚生年金保険の障害給付を受けられるときは打ち切り ・資格喪失後は継続して1年間給付
第9次改正	昭和22年～昭和 年	第43条ノ2	前条第一項第一号乃至第四号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保険医及保険薬剤師並ニ保険者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受ケルモノトス前項ノ場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ給付ヲ受ケル者ヲシテ一部負担金ヲ支払ハシムルコトヲ得	・業務上傷病は給付しない(労働者災害補償保険への移行) ・任意一部負担制となる
		施行令第74条	健康保険法第四十三条ノ第二項ノ規定ニ依リ一部負担金ヲ支払ハシムル場合左ノ如シ 一 健康保険組合ガ規約ヲ以テ定ムル場合 二 其ノ他厚生大臣ノ定ムル場合	
第11次改正	昭和23年～昭和24年	第43条ノ2	第四十三条ノ第二項ヲ削ル	全額給付(一部負担制廃止)
		施行令第74条	(削除)	
第14次改正	昭和24年～昭和 年	第43条ノ2	前条第一項第一号乃至第四号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保険医及保険薬剤師並ニ保険者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受ケルモノトス前項ノ規定ニ依リ給付ヲ受ケル者ハ其ノ給付ヲ受ケル際第四十三条ノ六第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定セラルル初診料ノ額ニ相当スル額ヲ一部負担金トシテ支払フベシ但シ健康保険組合ハ其ノ規約ヲ以テ組合ノ指定スル者ニ就キ給付ヲ受ケル者ニ付テハ一部負担金ニ相当スル額ヲ限度トシテ別段ノ定ヲ為スコトヲ得	一部負担制復活(初診料相当額)
	昭和26年～昭和 年			資格喪失後引き続き給付を受けるための被保険者期間は資格喪失前継続して6ヶ月以上とする
	昭和28年～昭和 年			給付期間を3年に延長
第30次改正	昭和32年～昭和57年	第43条	(第一項・第二項:第7次改正時と同じ) 3 第一項第一号乃至第四号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノ 一 都道府県知事ノ指定ヲ受ケタル病院若ハ診療所又ハ薬局(以下保険医療機関又ハ保険薬局ト称ス) 二 特定ノ保険者ノ實業スル被保険者ノ為メ診療又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ薬局ニシテ当該保険者ノ指定シタルモノ 三 健康保険組合ノ開設スル病院若ハ診療所又ハ薬局	第43条ノ2を第43条に統合 (一部負担金に関する規定除く) 昭和三十二年三月三十一日法律第四十二号)
		第43条ノ8	第四十三条第三項ノ規定ニ依リ保険医療機関ニ就キ給付ヲ受ケル者ハ其ノ給付ヲ受ケル際左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関ニ支払フベシ 一 初診(命令ヲ以テ定ムル初診ヲ除ク) 百円 二 第四十三条第一項第四号ノ給付ヲ受ケル際 保険医療機関毎ニ一日ニ付三十円 (第2項～第4項 略)	二 号医療機関(事業主医療機関) 三 号医療機関(直営医療機関) 一部負担制改定(初診の際100円以内、入院の際1日1日につき30円)
	昭和32年～昭和 年			資格喪失後引き続き給付を受けるための被保険者期間は資格喪失前継続して1年以上とする
	昭和33年～昭和 年			・新点数による給付実施 ・一部負担金の支払を要しない初診の規定を廃止
	昭和38年～昭和 年			給付期間の制限を撤廃。但し資格喪失後引き続き給付を受けるものの給付期間は5年までとする。
	昭和42年～昭和 年			・特例措置として一部負担制改定(初診の際200円、入院の際60円但し55歳該当者は30円) ・投票時一部負担制実施

法令	健康保険法	大項目	保険給付	
関係	保険者-被保険者	小項目	療養の給付	
改正時期	時期		条文	備考
第48次改正	昭和44年～昭和 年	第43条ノ8	第四十三条第三項ノ規定ニ依リ保険医療機関ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関ニ支払フベシ 一 初診（命令ヲ以テ定ムル初診ヲ除ク） 二百円 二 第四十三条第一項第四号ノ給付ヲ受クル際 保険医療機関毎二日ニ付六十円（第五十五条第一項ノ規定ニ依リ（第2項～第4項 略）	・一部負担金改定（内容は昭42の特例措置に同じ） ・投薬時一部負担金廃止
	昭和51年～昭和 年			任意継続被保険者資格を喪失した者に対しても継続給付を実施 一部負担金の金額の改定
第56次改正	昭和52年～昭和 年	第43条ノ8	第四十三ノ八条第一項第一号中「二百円」を「六百円」に改め、 同項第二号中「六十円」を「二百円」に、「三十円」を「百	
第57次改正	昭和55年～昭和 年	第43条ノ8	第四十三条第三項ノ規定ニ依リ保険医療機関ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関ニ支払フベシ 一 初診（命令ヲ以テ定ムル初診ヲ除ク） 八百円 二 第四十三条第一項第四号ノ給付ヲ受クル際 保険医療機関毎二日ニ付五百円（第五十五条第一項ノ規定ニ依リ給付ヲ受クル者ニ在リテハ二百五十円） （第2項～第4項 略） 保険医療機関ハ一部負担金ノ支払ヲ受クベキモノトシ...	一部負担金の金額の改定
第58次改正	昭和57年～昭和 年	第43条	第四十三条第一項中「被保険者」ノ下ニ「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依リ医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク」ヲ加エル。	
		第43条ノ8	第四十三条ノ八第三項中「被保険者」ヲ「療養ノ給付ヲ受クル者」ニ、「当該被保険者」ヲ「当該療養ノ給付ヲ受クル者」ニ改メ、同条第五項中「被保険者又ハ被保険者タリシ者」ヲ「療養ノ給付ヲ受ケタル者」ニ改メル。	
				特定療養費：昭59～ 入院時食事療養費：平6～ 訪問看護療養費：平6～

法令	健康保険法	大項目	保険給付	
関係	保険者-被保険者	小項目	附加給付	
改正時期	時期	条文		備考
現行規定	～平成11年	第69条ノ3	保険者ハ健康保険組合ナル場合ニ於テハ本章ニ規定スル保険給付ニ併セテ其ノ規約ヲ以テ保険給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ為スコトヲ得	
制定当初	昭和17年～昭和22年	第69条ノ3	保険者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本章ニ規定スル保険給付ニ併セテ保険給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ為スコトヲ得	
		勅令 第87条ノ8	保険者ハ健康保険法第69条ノ3ノ規定ニ依リ哺育上ノ手当、哺育手当金ノ支給其ノ他命令ヲ定ムル給付ヲ為スコトヲ得前項ノ規定ニ依ル給付ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム	
第10次改正	昭和22年～昭和23年	第69条ノ3	保険者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ本章ニ規定スル保険給付ニ併セテ保険給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ為スコトヲ得	「勅令」→「政令」
		勅令 第87条ノ9	保険者ハ健康保険法第69条ノ3ノ規定ニ依リ哺育上ノ手当、哺育手当金ノ支給其ノ他命令ヲ定ムル給付ヲ為スコトヲ得前項ノ規定ニ依ル給付ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム	
第12次改正	昭和23年～現行法	第69条ノ3	保険者ハ健康保険組合ナル場合ニ於テハ本章ニ規定スル保険給付ニ併セテ其ノ規約ヲ以テ保険給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ為スコトヲ得	法形式の整備に伴い、政府管掌健康保険については附加給付を廃して、組合管掌健康保険のみ附加給付を行う事が出来るとした。
		勅令 第87条ノ9	(削除)	

法令 関係	国民健康保険法 関係	大項目 小項目	保険給付	
改正時期	時期		条文	備考
現行規定	年～平成11年	第36条	<p>第36条 市町村及び組合(以下「保険者」という。)は、被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書(以下「資格証明書」という。)の交付を受けている間は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 診察 二 薬剤又は治療材料の支給 三 処置、手術その他の治療 四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 <p>2 食事の提供たる療養(前項第5号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。)に係る給付及び選定療養(健康保険法第43条第2項に規定する選定療養をいう。以下同じ。)に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。</p> <p>3 被保険者が第1項の給付を受けようとするときは、自己の選定する保険医療機関又は保険薬局(健康保険法第43条第1項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。)に被保険者証を提出して、そのものについて受けるものとする。ただし、厚生省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要しない。</p> <p>4 第1項の給付(健康保険法第43条第4項に規定する厚生大臣の定める療養に係るものを除く。)は、介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法第7条第23項に規定する療養型病床群集に入院している者については、行わない。</p>	
		第42条	別紙参照	
		第42条の2	別紙参照	
		第44条	<p>保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第四十二条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 一部負担金を減額すること。 二 一部負担金の支払を免除すること。 三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を滞りなくすること。 <p>前項の措置を受けた被保険者は、第四十二条第一項及び第二項並びに前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつては、その減額された一部負担金を保険医療機関等に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を保険医療機関等に支払うことを要しない。</p> <p>第四十条の二の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。</p>	
		第52条	別紙参照	
		第53条	別紙参照	
当初規定	昭和13年～ 年	第18条	<p>組合ハ被保険者ノ疾病又ハ負傷ニ関シテ療養ノ給付、分娩ニ関シテハ助産ノ給付、死亡ニ関シテハ葬祭ノ給付ヲ為ス但シ特別ノ事由アル組合ハ助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ為サザルコトヲ得</p> <p>組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ給付ニ併セテ其ノ他ノ保険給付ヲ為スコトヲ得</p> <p>特別ノ事由アル組合ハ規約ノ定ムル所ニ依リ第一項ノ給付ニ代ヘテ療養費、助産費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ為スコトヲ得</p>	
		第19条	療養ノ給付、助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ為ス組合其ノ給付ヲ為スコト困難ナル場合ニ於テハ其ノ都度之ニ代ヘテ療養費、助産費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ得	
		第20条	組合ハ療養ノ給付ニ要スル費用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受クル者(給付ヲ受クル者組合員ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ属スル世帯ノ組合員)ヨリ徴収スルコトヲ得	「一部負担金」の原型ともいえる規定
		第24条	保険給付ノ種類範囲支給期間及支給額、保険料ノ額徴収方法及び減免其ノ他保険給付及保険料ニ関シ必要ナル事項ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ	
第2次改正	昭和17年～昭和23年	第19条ノ2	療養ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保険医及保険医副師並ニ組合ノ指定スル者ノ中自己選定シタル者ニ就キ診察又ハ薬剤ノ支給ヲ受クルモノトス	

法令 関係	国民健康保険法	大項目	保険給付			
改正時期	時期	小項目	条文	備考		
第3次改正	昭和23年～昭和26年	第8条ノ2	<p>保険者ハ被保険者ノ疾病又ハ負傷ニ関シテ療養ノ給付、分娩ニ関シテハ助産ノ給付、死亡ニ関シテハ葬祭ノ給付ヲ為ス但シ特別ノ事由アル保険者ハ助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ為サザルコトヲ得</p> <p>保険者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ給付ニ併セテ其ノ他ノ保険給付ヲ為スコトヲ得</p> <p>特別ノ事由アル保険者ハ条例、規約又ハ社団法人ニ在リテハ国民健康保険ニ關スル規定（以下規程ト称ス）ノ定ムル所ニ依リ第一項ノ給付ニ代ヘテ療養費、助産費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ為スコトヲ得</p>	第2条（市町村公営の原則）、第2条ノ2（組合、非営利法人が国民事業を行う場合）に対応した規定内容		
		第8条ノ3	療養ノ給付、助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ為ス保険者其ノ給付ヲ為スコト困難ナル場合ニ於テハ其ノ都度之ニ代ヘテ療養費、助産費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ得	同上		
		第8条ノ8	<p>保険者ハ療養ノ給付ニ要スル費用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受クル者（給付ヲ受クル者世帯主タル被保険者ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ属スル世帯ノ世帯主タル被保険者）ヨリ徴収スルコトヲ得</p> <p>前項ノ規定ニ於テ世帯主タル被保険者トアルハ普通国民健康保険組合ニ在リテハ世帯主タル組合員、特別国民健康保険組合ニ在リテハ組合員トス</p>	同上		
		第8条ノ11	<p>保険給付ノ種類範囲支給期間及支給額、保険料ノ額徴収方法及減免其ノ他保険給付及保険料ニ關シ必要ナル事項ハ条例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ムベシ</p>	同上		
		第18条	削除	第8条ノ2に内容は継承される		
		第19条	削除	第8条ノ3に内容は継承される		
		第20条	削除	第8条ノ8に内容は継承される		
		第24条	削除	第8条ノ11に内容は継承される		
		第5次改正	昭和26年～昭和33年	第8条ノ3	（従前の第8条ノ2に同じ）	
				第8条ノ4	（従前の第8条ノ3に同じ）	
第8条ノ9	<p>保険者ハ療養ノ給付ニ要スル費用ノ一部（以下一部負担金ト称ス）ヲ其ノ給付ヲ受クル者（給付ヲ受クル者世帯主タル被保険者ニ非ザル場合ニ於テハ其ノ属スル世帯ノ世帯主タル被保険者）ヨリ徴収シ又ハ其ノ者ヲシテ療養担当者ニ支払ハンムルコトヲ得</p> <p>前項ノ規定ニ於テ世帯主タル被保険者トアルハ普通国民健康保険組合ニ在リテハ世帯主タル組合員、特別国民健康保険組合ニ在リテハ組合員トス</p> <p>保険者ハ特別ノ事由アル者ニ對シ一部負担金ヲ減免シ又ハ其ノ徴収若ハ支払ヲ猶予スルコトヲ得</p>			従前の第8条ノ8の規定用語としての一部負担金の明確化、保険者徴収に加え療養担当者払いの選択制となる。		
第8条ノ12	<p>保険給付ノ種類、範囲、支給期間及支給額、保険料ノ額、徴収方法及減免、一部負担金ノ負担割合、徴収若ハ支払方法及減免其ノ他保険給付、保険料及一部負担金ニ關シ必要ナル事項ハ条例、規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ムベシ</p> <p>国民健康保険法（新法）制定</p>			本項追加		
新法制定当初	昭和33年～昭和36年	第36条	<p>市町村及び組合（以下「保険者」という。）は、被保険者の疾病及び負傷に關しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>一 診察</p> <p>二 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>三 処置、手術その他の治療</p> <p>四 病院又は診療所への収容</p> <p>五 看護</p> <p>六 移送</p> <p>前項第四号から第六号までに定める給付は、政令で定める場合及び保険者が必要と認める場合に限り、行うものとする。</p> <p>第一項第一号から第四号までに定める療養は、第三十八条に規定する登録を受けた医師若しくは歯科医師（以下「国民健康保険医」という。）又は同条に規定する登録を受けた薬剤師（以下「国民健康保険薬剤師」という。）が担当するものとする。</p> <p>次条の規定により療養の給付を取り扱う旨の申出を受理された病院、診療所及び薬局（以下「療養取扱機関」という。）の開設者は、当該機関において業務に従事する国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師に對し、その者が前項の規定により担当する療養を実施するにつき、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>被保険者が第一号から第四号までに定める給付を受けようとするときは、自己の選定する療養取扱機関に被保険者証を提出して、そのものについて受けるものとする。ただし、厚生省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要しない。</p> <p>第一項第五号及び第六号に定める給付は、医師又は歯科医師の意見を聞いて行うものとする。</p>			
第42条	<p>第三十六条第五項の規定により療養取扱機関について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、当該給付につき第四十五条第二項又は第三項の規定による算定した額の二分の一に相当する額を、一部負担金として、当該療養取扱機関に支払わなければならない。</p> <p>療養取扱機関は、前項の一部負担金（次条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第二項に規定する療養取扱機関にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措置がとられたときは、当該減額された一部負担金とする）の支払を受けるべきものとし、療養取扱機関が適良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることにつとめたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該療養取扱機関の請求に基き、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。</p>					

法令 関係	国民健康保険法 保険者－被保険者	大項目 小項目	保険給付	
改正時期	時期		条文	備考
		第44条	<p>保険者は、特別の理由がある被保険者で、療養取扱機関に前二条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置をとることができる。</p> <p>一 一部負担金を減額すること。</p> <p>二 一部負担金の支払を免除すること。</p> <p>三 療養取扱機関に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。</p> <p>前項の措置を受けた被保険者は、第四十二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつては、その減額された一部負担金を療養取扱機関に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を療養取扱機関に支払うことを要しない。</p> <p>前条第四項の場合においては、市町村は、特別の理由がある被保険者で、同項の規定による一部負担金を納付することが困難であると認められるものに対し、その一部負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p>	
		第52条	<p>第三十六条第一項第五号又は第六号に定める給付を受けた被保険者は、当該給付に要する費用の額の二分の一に相当する額を、一部負担金として、保険者に納付しなければならない。</p> <p>保険者は、政令の定めるところにより、条例又は規約で、前項に規定する一部負担金の割合を減ずることができる。</p> <p>保険者は、特別の理由がある被保険者で、前二項の規定による一部負担金を納付することが困難であると認められるものに対し、その一部負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p>	看護又は移送の給付に関する一部負担金
		第53条	<p>療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関しては、当該保険者がこれを開始した日から起算して三年を経過したときは、行わない。ただし、市町村にあつては、条例で、三年をこえて行うことができる。</p>	療養の給付の期間制限に関する規定
第4次改正	昭和36年～昭和38年	第42条	<p>第三十六条第五項の規定により療養取扱機関について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、当該給付につき第四十五条第二項又は第三項の規定による算定した額の二分の一に相当する額を、一部負担金として、当該療養取扱機関に支払わなければならない。</p> <p>ただし、世帯主（組合員の属する世帯の世帯主を含む。）が結核性疾患若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷についての療養の給付を受ける場合においては、一部負担金の割合は、十分の三とする。</p> <p>療養取扱機関は、前項の一部負担金（次条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第二項に規定する療養取扱機関にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措置がとられたときは、当該減額された一部負担金とする）の支払を受けるべきものとし、療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることにつとめたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該療養取扱機関の請求に基き、この法律の趣意による徴収金の例によりこれを処分することができる。</p>	本項追加：世帯主が結核性疾患等の場合の給付率を7割と設定（36条1項1号～4号）。
		第52条	<p>第三十六条第一項第五号又は第六号に定める給付を受けた被保険者は、当該給付に要する費用の額の二分の一に相当する額を、一部負担金として、保険者に納付しなければならない。</p> <p>ただし、世帯主（組合員の属する世帯の世帯主を含む。）が結核性疾患若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷について第三十六条第一項第五号又は第六号に定める給付を受けた場合においては、一部負担金の割合は、十分の三とする。</p> <p>保険者は、政令の定めるところにより、条例又は規約で、前項に規定する一部負担金の割合を減ずることができる。</p> <p>保険者は、特別の理由がある被保険者で、前二項の規定による一部負担金を納付することが困難であると認められるものに対し、その一部負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p>	本項追加：世帯主が結核性疾患等の場合の給付率を7割と設定（36条1項5号～6号）。

法令 関係	国民健康保険法 関係	大項目 小項目	保険給付	
改正時期	時期		条文	備考
第9次改正	昭和38年～昭和41年	第42条	第三十六条第五項の規定により療養取扱機関について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、当該給付につき第四十五条第二項又は第三項の規定による算定した額の二分の一に相当する額を、一部負担金として、当該療養取扱機関に支払わなければならない。 ただし、世帯主（組合員の属する世帯の世帯主を含むものとし、世帯主が被保険者でない世帯については当該世帯に属する被保険者で厚生省令で定めるものとする。第五十二条第二項において同じ。）が結核性疾患若しくは精神障害又はこれによつて発した疾病若しくは負傷についての療養の給付を受ける場合においては、一部負担金の割合は、十分の三とする。 療養取扱機関は、前項の一部負担金（次条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第二項に規定する療養取扱機関にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措置がとられたときは、当該減額された一部負担金とする）の支払を受けるべきものとし、療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることにつとめたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該療養取扱機関の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。	
		第52条	第三十六条第一項第五号又は第六号に定める給付を受けた被保険者は、当該給付に要する費用の額の二分の一に相当する額を、一部負担金として、保険者に納付しなければならない。 ただし、世帯主が第三十六条第一項第五号又は第六号に定める給付を受けた場合においては、一部負担金の割合は、十分の三とする。 保険者は、政令の定めるところにより、条例又は規約で、前項に規定する一部負担金の割合を減ずることができる。 保険者は、特別の理由がある被保険者で、前二項の規定による一部負担金を納付することが困難であると認められるものに対し、その一部負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。	
		第53条 削除		
第13次改正	昭和41年～昭和57年	第42条	第三十六条第五項の規定により療養取扱機関について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、当該給付につき第四十五条第二項又は第三項の規定による算定した額の十分の二に相当する額を、一部負担金として、当該療養取扱機関に支払わなければならない。 療養取扱機関は、前項の一部負担金（次条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第二項に規定する療養取扱機関にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措置がとられたときは、当該減額された一部負担金とする）の支払を受けるべきものとし、療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることにつとめたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該療養取扱機関の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。	すべての被保険者について、疾病の種類を問わず7割の給付率を設定
		第52条	第三十六条第一項第五号又は第六号に定める給付を受けた被保険者は、当該給付に要する費用の額の十分の二に相当する額を、一部負担金として、保険者に納付しなければならない。 保険者は、政令の定めるところにより、条例又は規約で、前項に規定する一部負担金の割合を減ずることができる。 保険者は、特別の理由がある被保険者で、前二項の規定による一部負担金を納付することが困難であると認められるものに対し、その一部負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。	すべての被保険者について、疾病の種類を問わず7割の給付率を設定
第23次改正	昭和57年～昭和59年	第36条	市町村及び組合（以下「保険者」という。）は、被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療を受けることができる者を除く）の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。 一 診察 二 薬剤又は治療材料の支給 三 処置、手術その他の治療 四 病院又は診療所への収容 五 看護 六 移送 （第二項以降変更なし）	老人保健制度の創設に伴う変更

法令	国民健康保険法	大項目	保険給付	
関係	保険者-被保険者	小項目		
改正時期	時期		条文	備考
第25次改正	昭和59年～昭和61年	第36条	市町村及び組合（以下「保険者」という。）は、被保険者（老人保健法による医療を受けることができる者を除く）の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付（その者の測定に係る特別の病室の提供その他の厚生大臣が定める療養に係るものを除く。）を行う。 一 診察 二 薬剤又は治療材料の支給 三 処置、手術その他の治療 四 病院又は診療所への収容 五 看護 六 移送 （第二項以降変更なし）	特定療養費制度の創設に伴う変更
		第42条	第三十六条第五項の規定により療養取扱機関について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付につき第四十五条第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該療養取扱機関に支払わなければならない。 一 次号又は第三号に掲げる者以外の被保険者 十分の三 二 退職被保険者 十分の二 三 退職被保険者の被扶養者 イ 第三十六条第一項第一号から第三号までに定める給付（同項第四号に定める給付に伴うものを除く）十分の三 ロ 第三十六条第四号に定める給付（同号に定める給付に伴う同項第一号から第三号までに定める給付を含む。）を受ける場合 十分の二 療養取扱機関は、前項の一部負担金（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第二項に規定する療養取扱機関にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措置がとられたときは、当該減額された一部負担金とする）の支払を受けるべきものとし、療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることにつとめたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該療養取扱機関の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。	
		第42条の2	前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。	端数処理方法の法定化
		第44条	保険者は、特別の理由がある被保険者で、療養取扱機関に第四十二条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置をとることができる。 一 一部負担金を減額すること。 二 一部負担金の支払を免除すること。 三 療養取扱機関に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。 前項の措置を受けた被保険者は、第四十二条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、前項第一号の措置を受けた被保険者にあつては、その減額された一部負担金を療養取扱機関に支払うをもつて足り、同項第二号又は第三号の措置を受けた被保険者にあつては、一部負担金を療養取扱機関に支払うことを要しない。 前条第四項の場合においては、市町村は、特別の理由がある被保険者で、同項の規定による一部負担金を納付することが困難であると認められるものに対し、その一部負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 第四十条の二の規定は、第二項の場合における一部負担金の支払について準用する。	本項追加
		第52条	第三十六条第一項第五号又は第六号に定める給付を受けた被保険者は、第四十二条第一項各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、保険者に納付しなければならない。 保険者は、政令の定めるところにより、条例又は規約で、前項に規定する一部負担金の割合を減することができる。 保険者は、特別の理由がある被保険者で、前二項の規定による一部負担金を納付することが困難であると認められるものに対し、その一部負担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。	

法令	国民健康保険法	大項目	保険給付	
関係	保険者-被保険者	小項目	条文	備考
改正時期	時期			
		第53条	<p>保険者は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の附属施設である病院その他の高専の医療を提供するものとして厚生省令で定める要件に該当する病院若しくは診療所であつて都道府県知事の承認を受けたもの（以下「特定承認療養取扱機関」という。）のうち自己の選定するものについて療養を受けたとき、又は療養取扱機関のうち自己の選定するものについて第三十六条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。</p> <p>特定療養費の額は、当該療養につき健康保険法第四十四条第二項の規定による厚生大臣の定め例により算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは当該現に要した費用の額とする。）から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合（第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減少されたときは、当該減少された割合とする。）を乗じて得た額（療養の給付について第四十四条第一項各号の措置がとられるべきときは、当該措置がとられたものとした場合の額とする。）を控除した額とする。</p> <p>被保険者が特定療養取扱機関について療養を受け、又は療養取扱機関について第三十六条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を受けたときは、保険者は、その世帯主又は組合員が当該特定承認療養取扱機関又は療養取扱機関に支払うべき療養に要した費用について、特定療養費として世帯主又は組合員に対し支給すべき額の限度において、世帯主又は組合員に代わり、当該特定承認療養取扱機関又は療養取扱機関に支払うことができる。</p> <p>前項の規定による支払があつたときは、世帯主又は組合員に対し特定療養費の支給があつたものとみなす。</p> <p>特定承認療養取扱機関又は療養取扱機関は、第一項に規定する療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした世帯主又は組合員に対し、厚生省令の定めるところにより、領収証を交付しなければならない。</p> <p>病院又は診療所は、同時に特定承認療養取扱機関及び療養取扱機関たることができない。</p> <p>特定承認療養取扱機関が第三十七条第一項の申出を受理されたときは、特定承認療養取扱機関たることを辞したものとみなす。</p> <p>療養取扱機関が第一項の承認を受けたときは、療養取扱機関たることを辞したものとみなす。</p> <p>厚生大臣は、第一項の規定による厚生省令を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。</p> <p>第二十六条から第五十一条まで（第二十六条第一項、第三十七条第五項、第三十九条、第四十二条から第四十四条まで、第四十五条第一項及び第二項、第四十七条第二項、第五十条第一項並びに第五十一条第二項を除く。）の規定は、特定承認療養取扱機関並びに特定承認療養取扱機関について受けた療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的修正等は、政令で定める。</p> <p>第四十二条の二の規定は、第三項の場合において第二項に規定する健康保険法第四十四条第二項の規定による厚生大臣の定め例により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額とする。）から当該療養に要した費用について特定療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。</p>	<p>特定療養費制度</p> <p>診療報酬の運用がなされている。</p> <p>いわゆる「代理受領」の規定。これにより現物給付化がなされる。</p> <p>保険給付の受給権は譲渡できない。</p>
	昭和61年～昭和63年6月	第36条	<p>市町村及び組合（以下「保険者」という。）は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付（その者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生大臣が定める療養に係るものを除く。）を行う。</p> <p>ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 診察 二 薬剤又は治療材料の支給 三 処置、手術その他の治療 四 病院又は診療所への収容 五 看護 六 移送 <p>（第二項以降変更なし）</p>	<p>1項へ但し書きの追加：滞納している場合の療養費への変更（54条の2）に対応した規定</p>
	昭和63年6月～昭和63年12月	第42条	<p>第三十六条第五項の規定により療養取扱機関について療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付につき第四十五条第二項又は第三項の規定により算定した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該療養取扱機関に支払わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 次号又は第三号に掲げる者以外の被保険者（以下「一般被保険者」という。） 十分の三 二 退職被保険者 十分の二 三 退職被保険者の被扶養者 <ol style="list-style-type: none"> イ 第三十六条第一項第一号から第三号までに定める給付（同項第四号に定める給付に伴うものを除く。） 十分の三 ロ 第三十六条第四号に定める給付（同号に定める給付に伴う同項第一号から第三号までに定める給付を含む。）を受ける場合 十分の二 <p>（第二項以降変更なし）</p>	

法令	国民健康保険法	大項目	保険給付	備考
関係	保険者-被保険者	小項目		
改正時期	時期	条文		
	昭和63年12月～平成	年 第53条	(第一項中、「療養を受けた」を「療養(当該被保険者の属する世帯尾世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間の療養を除く。)を受けた」に改める。) (第十項中、「第三十七条第五項」を削る。)	

法令 関係	健康保健法 保険者一被保険者関係	大項目 小項目	予防給付、ヘルス事業 保健事業及び福祉事業	
改正時期	時期		条文	備考
現行法		第 23 条	<p>第一項 保険者ハ健康教育、健康相談、健康診査ソノ他ノ被保険者及其ノ被扶養者（次項及次条第1項ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ムベシ</p> <p>第二項 保険者ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金若シクハ用具ノ買付其ノ他ノ被保険者等ノ療養若シクハ療養環境ノ向上又ハ福祉ノ増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得</p>	
当初制定法	大正11年～昭和17年	第 23 条	<p>保険者ハ命令ノ定ムル所ニヨリ被保険者ノ健康ヲ保持スルタメ必要ナル施設ヲ為スコトヲ得</p>	
第7次改正	昭和17年～昭和59年	第 23 条	<p>保険者ハ被保険者及被扶養者ノ疾病若シクハ負傷ノ療養又ハ被保険者及被扶養者ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル施設ヲ為シ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ為スコトヲ得</p>	
第60次改正	昭和59年～平成6年	第 23 条	<p>保険者ハ健康教育、健康相談、健康診査、被保険者及被扶養者（以下本条及次条第1項ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金ノ買付其ノ他ノ被保険者等ノ健康ノ保持増進若ハ被保険者等ノ疾病若ハ負傷ノ療養ノ為必要ナル施設ヲ為シ又ハ此等ニ必要ナル費用ノ支出ヲ為スコトヲ得</p>	
第66次改正	平成6年～	第 23 条	<p>第一項 保険者ハ健康教育、健康相談、健康診査ソノ他ノ被保険者及其ノ被扶養者（次項及次条第1項ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ムベシ</p> <p>第二項 保険者ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金若シクハ用具ノ買付其ノ他ノ被保険者等ノ療養若シクハ療養環境ノ向上又ハ福祉ノ増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得</p>	

法令 関係	健康保健法 保険者-被保険者関係	大項目 小項目	予防給付、ヘルス事業 買外利用・利用料	
改正時期	時期		条文	備考
現行法		第23条ノ2	第一項 保険者八前条各項ノ事業ニ支障無キ場合ニ限り被保険者等ニ非ザル者ヲシテ当該事業ヲ利用セシムルコトヲ得 第二項 保険者ハソノ事業ヲ利用スル者ニ対シ命令ノ定ムル所ニヨリ利用料ヲ請求スルコトヲ得	
第4次改正 (当初制定法)	大正14年~大正17年	第23条ノ2	第一項 保険者ハ事業ニ支障無キ場合ニ限り被保険者ニ非ザル者ヲシテ保険者ノ施設ヲ利用セシムルコトヲ得 第二項 保険者ハソノ施設ヲ利用スル者ニ対シ命令ノ定ムル所ニヨリ利用料ヲ請求スルコトヲ得	
第7次改正	大正17年~昭和59年	第23条ノ2	第一項 保険者ハ事業ニ支障無キ場合ニ限り被保険者及被扶養者ニ非ザル者ヲシテ前条ノ施設ヲ利用セシムルコトヲ得 第二項 保険者ハソノ施設ヲ利用スル者ニ対シ命令ノ定ムル所ニヨリ利用料ヲ請求スルコトヲ得	
第60次改正	昭和59年~平成6年	第23条ノ2	第一項 保険者ハ事業ニ支障無キ場合ニ限り被保険者等ニ非ザル者ヲシテ前条ノ施設ヲ利用セシムルコトヲ得 第二項 保険者ハソノ施設ヲ利用スル者ニ対シ命令ノ定ムル所ニヨリ利用料ヲ請求スルコトヲ得	
第66次改正	平成6年~	第23条ノ2	第一項 保険者八前条各項ノ事業ニ支障無キ場合ニ限り被保険者等ニ非ザル者ヲシテ当該事業ヲ利用セシムルコトヲ得 第二項 保険者ハソノ事業ヲ利用スル者ニ対シ命令ノ定ムル所ニヨリ利用料ヲ請求スルコトヲ得	

法令	健康保健法	大項目	予防給付、ヘルス事業	
関係	保険者-被保険者関係	小項目	保健事業等についての命令	
改正時期	時期		条文	備考
現行法		第37条ノ2	厚生大臣ハ健康保険組合ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ第二十三条各項ノ事業ヲ為スコトヲ命ズルコトヲ得	
第7次改正 (当初制定法)	昭和17年～昭和23年	第37条ノ2	主務大臣ハ健康保険組合ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ第二十三条ノ施設ヲ為スコトヲ命ジ又ハ之必要ナル費用ノ支出ヲ命ズルコトヲ得	
第11次改正	昭和23年～平成6年	第37条ノ2	厚生大臣ハ健康保険組合ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ第二十三条ノ施設ヲ為スコトヲ命ジ又ハ之必要ナル費用ノ支出ヲ命ズルコトヲ得	
第66次改正	平成6年～	第37条ノ2	厚生大臣ハ健康保険組合ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ第二十三条各項ノ事業ヲ為スコトヲ命ズルコトヲ得	

法令	国民健康保健法	大項目	予防給付、ヘルス事業	
関係	保険者-被保険者関係	小項目		
改正時期	時期		条文	備考
現行法	昭和 年～昭和 年	第 82 条	<p>第一項 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。</p> <p>第二項 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付その他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養のための費用にかかる資金の貸付その他の必要な事業を行うことができる。</p> <p>第三項 組合は、前2項の事業に支障のない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。</p>	
当初制定法	昭和13年～昭和 年	第21条	<p>組合ハ被保険者ノ健康ヲ保持増進スル為左ノ施設ヲ為スコトヲ得</p> <p>一 疾病又ハ負傷ノ予防ニ関スル施設</p> <p>二 健康診断ニ関スル施設</p> <p>三 療養ニ関スル施設</p> <p>四 其ノ他療養ノ保持増進ニ関スル施設</p>	
		第16条	<p>第一項 組合ハ事業ニ支障ナキ場合ニ限り被保険者ニ非ザル者ヲシテ組合ノ施設ヲ利用セシムルコトヲ得</p> <p>第二項 組合ハ前項ノ規定ニ依リ組合ノ施設ヲ利用スル者ニ対シ規約ノ定ムル所ニ依リ利用料ヲ請求スルコトヲ得</p>	
第二次改正 (当初制定法)	昭和17年～昭和23年	第21条	<p>組合ハ被保険者ノ疾病若ハ負傷ノ療養又ハ被保険者ノ健康ノ保持増進ノ為ニ必要ナル施設ヲ為シ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出ヲ為スコトヲ得</p>	
第三次改正 (当初制定)	昭和23年～昭和26年	第8条ノ9	<p>保険者ハ被保険者ノ療養、助産ノ給付又ハ被保険者の健康ノ保持増進ノ為ニ必要ナル施設ヲ為スコトヲ得</p>	
第五次改正 (当初制定)	昭和26年～昭和34年	第8条ノ10	<p>保険者ハ被保険者ノ療養、助産若ハ葬祭ノ給付又ハ被保険者ノ健康ノ保持増進ノ為ニ必要ナル施設ヲ為スコトヲ得</p>	条文が9から10へ繰り上がり、葬祭の給付が加わった。
新法	昭和34年～昭和59年	第 82 条	<p>第一項 保険者は、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な施設をすることができる。</p> <p>第二項 組合は、その事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に前項の施設を利用させることができる。</p>	第8条の10と第16条が統合された
第25次改正 (新法)	昭和59年～昭和 年	第 82 条	<p>第一項 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な施設、保険給付のために必要な施設、被保険者の療養の為にかかる資金の貸付けその他必要な施設をすることができる。</p> <p>第二項 組合は、その事業に支障がない場合に限り、被保険者でない者に前項の施設を利用させることができる。</p>	施設の内容が充実し、資金の貸付も加えられた
第36次改正 (新法)	平成6年～昭和 年	第 82 条	<p>第一項 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。</p> <p>第二項 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付その他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養のための費用にかかる資金の貸付その他の必要な事業を行うことができる。</p> <p>第三項 組合は、前2項の事業に支障のない場合に限り、被保険者でない者に当該事業を利用させることができる。</p>	

法令 関係	健康保険法	大項目 小項目	医療供給に関する情報提供 事業主の事務（参考）	備考
改正時期	時期		条文	
現行法		第8条	保険者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ヲ使用スル事業主ニ 対シ其ノ使用スル者ノ異動、報酬（附則第三条第二項ニ規定 スル賞与等ヲ含ム第九条第一項、第八十七条第一号及第八十 八条ノ三第一項ニ於テ之ニ同ジ）等ニ関シ報告ヲ為サシメ又 文書ヲ提示セシメ其ノ他本法ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシ ムルコトヲ得	
当初制定法	大正11年～昭和4年	第8条	保険者ハ被保険者ヲ使用スル事業主ニ対シ其ノ使用スル者ノ 異動、報酬其ノ他健康保険ノ施行ニ必要ナル事項ニ関シ報告 ヲ為サシメ又文書ヲ提示セシムルコトヲ得	
第2次改正	昭和4年～昭和52年	第8条	保険者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ヲ使用スル事業主ニ 対シ其ノ使用スル者ノ異動、報酬等ニ関シ報告ヲ為サシメ又 文書ヲ提示セシメ其ノ他健康保険ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行 ハシムルコトヲ得	
第56次改正	昭和52年～昭和57年	第8条	保険者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ヲ使用スル事業主ニ 対シ其ノ使用スル者ノ異動、報酬（附則第三条第二項ニ規定 スル賞与等ヲ含ム第九条第一項、第八十七条第一号及第八十 八条ノ三第一項ニ於テ之ニ同ジ）等ニ関シ報告ヲ為サシメ又 文書ヲ提示セシメ其ノ他健康保険ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行 ハシムルコトヲ得	
第58次改正	昭和57年～	第8条	保険者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ヲ使用スル事業主ニ 対シ其ノ使用スル者ノ異動、報酬（附則第三条第二項ニ規定 スル賞与等ヲ含ム第九条第一項、第八十七条第一号及第八十 八条ノ三第一項ニ於テ之ニ同ジ）等ニ関シ報告ヲ為サシメ又 文書ヲ提示セシメ其ノ他本法ノ施行ニ必要ナル事務ヲ行ハシ ムルコトヲ得	

法令	健康保険法	大項目	医療供給に関する情報提供	
関係	保険者-被保険者関係	小項目	被保険者の申出・届出等の義務(参考)	
改正時期	時期		条文	備考
現行法		第8条ノ2	保険者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保険者又ハ保険給付ヲ受クベキ者ヲシテ保険者又ハ事業主ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル申出若ハ届出ヲ為サシメ又ハ文書ヲ提出セシムルコトヲ得	
当初制定法	昭和22年~昭和57年	第8条ノ2	保険者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保険者又ハ保険給付ヲ受クベキ者ヲシテ保険者又ハ事業主ニ対シ健康保険ノ施行ニ必要ナル申出若ハ届出ヲ為サシメ又ハ文書ヲ提出セシムルコトヲ得	従来施行規則に規定されていた者を本法に移し本条が追加された
第59次改正	昭和57年~	第8条ノ2	保険者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保険者又ハ保険給付ヲ受クベキ者ヲシテ保険者又ハ事業主ニ対シ本法ノ施行ニ必要ナル申出若ハ届出ヲ為サシメ又ハ文書ヲ提出セシムルコトヲ得	

法令 関係	健康保険法 保険者一被保険者関係	大項目 小項目	医療供給に関する情報提供 強制診断等(参考)	案文	備考
改正時期	時期				
現行法		第65条	<p>第一項 保険者ハ保険給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ保険給付ヲ受クル者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムルコトヲ得</p> <p>第二項 保険者ハ正当ノ理由ナクシテ前項ノ命令ニ従ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者ニ対シ保険給付ノ全部又ハ一部ヲ為サザルコトヲ得</p>		
当初制定法	大正11年~昭和32年	第65条	<p>第一項 保険者ハ必要アリト認ムルトキハ保険給付ヲ受クル者ノ診断ヲ行フコトヲ得</p> <p>第二項 保険者ハ正当ノ理由ナクシテ前項ノ診断ヲ拒ミタル者ニ対シ保険給付ノ全部又ハ一部ヲ為サザルコトヲ得</p>		保険者は仮病など不正受給を防止するために必要があると認めることは保険給付を受ける者の診断を行うことができることとした。
第60次改正	昭和32年~	第65条	<p>第一項 保険者ハ保険給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ保険給付ヲ受クル者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムルコトヲ得</p> <p>第二項 保険者ハ正当ノ理由ナクシテ前項ノ命令ニ従ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者ニ対シ保険給付ノ全部又ハ一部ヲ為サザルコトヲ得</p>		新たに文書その他の物件の提出、提示または答弁、受診義務を加えると同時に、本規定の適用について「保険給付ヲ行フニ付」というしほりを入れ、傷病手当金、療養費の支給等に対象を絞った。

法令 関係	国民健康保険法 保険者-被保険者関係	大項目 小項目	医療供給に関する情報提供 届出等(参考)	
改正時期	時期		条文	備考
現行法		第9条	第一項 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)は、厚生省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。(第二項以下略す。)	
新法	昭和34年～	第9条	第一項 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)は、厚生省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。(第二項以下略す。)	

法令	国民健康保険法	大項目	医療供給に関する情報提供	
関係	保険者-被保険者関係	小項目	強制診断等(参考)	
改正時期	時期		条文	備考
現行法		第66条	保険者は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であった者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。	